

子どもの未来応援条例（仮称）制定に係る 庁内意識調査

本市では、子どもを社会全体で守り育てるという気運を醸成し、全ての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、現在から将来の生活にわたり夢や希望を持てる社会の実現を目指すため、令和3年度から「鹿児島市子どもの未来応援条例（仮称）」の制定に取り組んでいます。

この条例は今後の本市の子ども施策の方向性について規定し、子どもに優しいまちづくりを推進するものであり、今回、条例制定への取組にあたり、子どもの権利等に関する本市職員の現状認識を把握することと、本調査を条例制定後の施策推進の参考とするために実施するものです。

つきましては、お忙しいところ大変恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力をお願いいたします。

回答期限 ○月○日（ ）まで

※本調査は、市長事務部局及び議会・行政委員会・教育委員会事務局の職員（任期付職員・会計年度任用職員は除く）を対象とします。

【問い合わせ先】

こども福祉課 家庭福祉係
Tel216-1260 （内線）2632
担当：富永

1 回答者ご自身のことについて

※回答したくない項目がありましたら、未回答でも構いません。

問1 あなたの年齢を教えてください。

() 歳

問2 あなたの性別を教えてください。

1. 男性 2. 女性 3. 答えたくない

問3 あなたの所属について教えてください。

1. 総務局 2. 企画財政局 3. 危機管理局 4. 市民局 5. 環境局
6. 健康福祉局（すこやか長寿部・福祉部・谷山福祉部） 7. 健康福祉局（保健部）
8. こども未来局 9. 産業局 10. 観光交流局
11. 建設局 12. 会計管理室、選挙管理委員会、農業委員会、監査事務局
13. 議会事務局 14. 教育委員会事務局

問3-1 こども未来局・健康福祉局（保健部）・教育委員会事務局以外の方にお尋ねします。これまでこども未来局・教育委員会事務局、保健センターなど子どもに関わる関係の部署に勤務したことがありますか。または、支所の業務において、子どもに関わる業務に従事した（又は現在従事している）ことがありますか。

1. 有る 2. 無い

問4 あなたの職種に当てはまるものを選んでください。

1. 事務職 2. 技術職（※） 3. 技能労務職 4. 保育士・栄養士
5. 保健師 6. その他（ ）

※技術職：土木・電気・建築・機械・化学・造園・農業・林業・水産・水質技師など

問5 あなたの職位に当てはまるものを選んでください。

1. 主事補・主事・技師 2. 主任 3. 主査 4. 専門員 5. 係長
6. 主幹 7. 課長 8. 部長・局長

問6 あなたにはお子さんがいますか。（お子さんの年齢は問いません。）

1. いる 2. いない

問6-1 問6で「1. いる」と答えた方にお尋ねします。お子さんの年齢について教えてください。(令和3年4月1日現在)

- ①第1子 () 歳 ②第2子 () 歳
 ③第3子 () 歳 ④第4子 () 歳
 ⑤第5子 () 歳 ⑥第6子 () 歳

2 子どもの権利について

※「子ども」とは児童福祉法で定められた「18歳未満の者」をいいます。

※以下の質問は、お子さんのいる方いない方ともに、お答えください。

問7 子どもの権利について、どのようなイメージをお持ちですか。(各項目○は1つ)

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらともいえない	どちらかといえば そう思わない	そう思わない
(1) 子どもが人間らしく生きるのに必要なもの	1	2	3	4	5
(2) 子どもが健やかに成長するために保障されるべきもの	1	2	3	4	5
(3) 大人と同じように当然認められるべきもの	1	2	3	4	5
(4) 大人と比べてある程度の制限は仕方ない	1	2	3	4	5
(5) 権利は義務や責任を果たしてこそ認められるもの	1	2	3	4	5
(6) 権利ばかり尊重すると、子どもがわがままになる	1	2	3	4	5
(7) 自分の権利を大切にされることで、子どもは他人の権利も尊重できるようになる	1	2	3	4	5
(8) 大人にとって面倒なもの	1	2	3	4	5
(9) 子どもに権利は必要ない	1	2	3	4	5


問8 あなたは、「子ども（児童）の権利に関する条約」（1989年に国際連合で採択、日本は1994年に批准）を知っていますか。

1. 詳しく知っている 2. ある程度知っている
 3. 聞いたことはあるが内容は知らない 4. 聞いたことがない

問9 子どもの権利条約は以下のような子どもの権利を保障しています。あなたが知っている子どもの権利を教えてください。各選択肢の最後の数字は、子どもの権利条約の条数です。(各項目○は1つ)

	知っている	聞いた事はあるが 内容は知らない	知らない
(1) 人種・性別・宗教・障害・貧富の差・考え方などによって差別されないこと【第2条】	1	2	3
(2) 子どもにかかわる全ての活動において、子どもの最善の利益が第一に考えられること【第3条】	1	2	3
(3) 生きること・育つこと【第6条】	1	2	3
(4) 子どもに影響を与える全ての事柄について、自分の意見を自由に表すこと【第12条】	1	2	3
(5) 子ども同士で集まったり、活動のためのグループを作ったりすること【第15条】	1	2	3
(6) 親からの暴力やひどい扱いから守られること【第19条】	1	2	3
(7) 医療・保険サービスを受けること【第24条】	1	2	3
(8) 生活が難しい場合に、国からお金などのサポートを受けること【第26条】	1	2	3
(9) 心や体を十分に成長させていけるような生活を送ること【第27条】	1	2	3
(10) 教育を受けること【第28条】	1	2	3
(11) 休んだり遊んだりすること【第31条第1項】	1	2	3
(12) スポーツ・文化・芸術活動に参加すること【第31条第2項】	1	2	3
(13) 心や体によくない危険な仕事や就学に支障をきたす仕事から守られること【第32条】	1	2	3
(14) 誰からも幸せを奪われないこと【第36条】	1	2	3
(15) 「子どもの権利条約」を知ること【第42条】	1	2	3

問10 現在及び過去においてこども未来局、教育委員会事務局、保健センターなど子どもに関わる部署に勤務経験ある職員にお尋ねします。子どもに関する仕事をするうえで特に困っていること（困ったこと）があれば教えてください。



問11 本市が子どもに優しいまちづくりを推進するにあたって、どういった施策・考え方が必要だと思いますか。ご意見があれば教えてください。



質問は以上です。最後までご協力いただき、ありがとうございました。

なお、職員の皆様におきましても、引き続き、条例制定の取組を見守っていただき、子どもに優しいまちづくりの推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。